

むさし村山苑 契約書

むさし村山苑の利用にあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人恭篤会 介護老人福祉施設むさし村山苑（以下、「施設」という。）は、要介護認定を受けた入居者（以下、「入居者」という。）に対し、介護保険法等の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる支援の提供を目的として、重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

- 1、本契約の契約期間は契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の更新認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、自動更新されるものとし更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2、契約期間満了日の14日前までに、入居者又は入居者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3、本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期日経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（施設サービス計画の作成・変更）

- 1、施設は、入居者の心身の状況及びその意向を踏まえ、「施設サービス計画」を作成し、これに従ってサービスを提供します。
- 2、施設は、入居者が書面によりサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行います。
- 3、施設は、施設サービス計画の作成及び変更に当たっては、入居者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条（緊急時の対応）

施設は、現にサービス提供を行っている時に、入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第5条（入院期間中の対応について）

施設は、入居者について病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、当該入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情があ

る場合を除き、退院後再び当該施設へ円滑に入居することができるようにする。また、入院中に居室を空床利用型ショートステイとして使用する可能性がある旨を事前に説明し同意を得ることとする。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1、 施設は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス計画実施表」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入し、記録することとします。
- 2、 施設は、一定期間ごと前項の施設サービス計画書等の書面に目標達成の状況等を記載して、入居者に説明の上その謄写を交付します。
- 3、 施設は、施設サービス計画書等の書面作成し退居後2年間これを保管します。入居者から上記記録の開示請求及び謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。ただし、その場合は開示費用(コピー代1枚20円)をご負担いただきます。尚、法令等により開示できない場合もあります。

第7条（利用料及びその変更）

- 1、 入居者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料を支払います。
- 2、 入居者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。その際には、施設は入居者へ事前に説明します。
- 3、 施設は、提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し入居者の同意を得ます。
- 4、 施設が前項の利用料の変更（増額又は減額）を行う場合には、入居者及びその家族に対し文書により説明するものとします。
- 5、 費用額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとします。

第8条（利用料の支払い）

- 1、 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、各保険者から交付された介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に応じた費用をお支払いいただきます。
- 2、 保険料の滞納等により、正規の負担割合「利用料」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3、 施設は、当月利用料の請求に明細を付して、翌月中旬に入居者へ請求し入居者は次の方法により支払うものとする。

金融機関からの口座引落(ただし、口座引落が開始されるまでの期間は、口座振込による支払いで対応する。)

第9条（利用料の滞納）

- 1、入居者が正当な理由なく、利用料全額あるいは利用料の一部を2ヶ月滞納し、その滞納により施設が継続的なサービス提供に支障を来たすほど信頼関係が失われた場合においては、その滞納金の支払いを催告し入居者が14日以内に滞納金を支払わないときは、施設は1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で入居者に通知することにより、本契約を解約できるものとする。
- 2、前項により、施設が本契約を解約する場合には、施設は入居者、家族、市区町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から在宅サービスの提供、生活の場の確保、あるいは入院手続きに協力し必要な調整を行うよう努めるものとします。

第10条（その他の利用料の滞納）

前項の場合を除き理美容代、日用品等そのサービス提供を停止しても入居者の日常生活に支障を来たさないサービス利用料の滞納があったときは、施設は1ヶ月の予告期間において、その滞納金の支払いを催告し入居者が14日以内に滞納金を支払わないときは、支払いがされるまで当該サービスの提供を停止できるものとする。

第11条（身体拘束の禁止）

- 1、施設は、サービス提供にあたり身体拘束、その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他入居者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、入居者及び家族に対し説明と同意を得た上で身体拘束等、入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。
- 2、前項に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、直ちに日時、態様、入居者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由等、その他必要な事項について書面に記録することとします。

第12条（入居者からの解約）

- 1、入居者は施設に対し、退居希望日の30日前までに施設へ文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、施設は入居者に対し文書による確認を求めることができるものとする。
ただし、入居者の病状の急変や急な入院等やむを得ない事情がある場合には、直ちにこの契約を解約できるものとする。
- 2、次の事由に該当した場合は、入居者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約できるものとする。
 - (1) 施設が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 施設が入居者及びその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

第 13 条 (施設からの解約)

施設は、次の場合において入居者及びその家族に対し、その理由を記載した文書を通知することにより、本契約を解約できるものとする。

- ① 入居者が要介護認定において非該当又は要支援と認定された場合。尚、平成 27 年 4 月以降に入居された方については、原則、要介護 3 以上の方が継続利用の対象となります。仮に要介護 2 以下と認定された場合、特例を除き所定の期間をもって退居していただくこととなります。
 - ② 入居者の著しい背信行為により、この契約を継続することが困難となった場合、1 ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知します。
 - ③ 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設でのサービス提供では適さないと判断された場合。
 - ④ やむを得ない事情により施設を縮小または閉鎖し、施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難となってしまった場合、1 ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知します。
- 2、前項②、③の場合において、施設は速やかにその判断を入居者及びその家族に対し告げるものとし、入居者及びその家族は異議を述べる機会を与えられるものとします。
- 3、第 1 項の場合、施設は本人、家族、市区町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から在宅サービスの提供、生活の場の確保について必要な調整を行うよう努めることとします。

第 14 条 (事故時の対応等)

施設は、サービス提供に際して入居者の怪我や体調の急変があった場合には医師、家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

第 15 条 (秘密保持・個人情報の保護)

- 1、施設及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2、前項に関わらず、施設は以下の場合に限り入居者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとする。この場合、その情報が用いられる者から事前文書による同意を得ることとする。
 - ① 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と施設との間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族状況を把握するために必要な場合。
 - ② 介護支援専門員又は施設との連絡調整のために必要な場合。
 - ③ 現に施設サービスの提供を受けている場合で、入居者が体調不良または怪我等で病院へ行った際、医師・看護師等に説明する場合。
 - ④ 介護保険サービスの質向上のため学会、研究会等での事例研究発表。
 - ⑤ 施設内での掲示物や広報誌で使用する場合。

第 16 条（損害賠償）

- 1、 施設は、サービス提供にあたって故意又は過失により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、入居者に故意又は過失が認められ、且つ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。
- 2、 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
 - ① 入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ② 入居者がサービス実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 入居者の急激な体調変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 入居者が施設及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第 17 条（苦情対応）

- 1、 施設は、入居者及びその家族から提供したサービスに関する相談・苦情等に対応する窓口を設置し、迅速且つ適切に対応しサービスの向上及び改善に努めます。
- 2、 施設は、入居者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3、 入居者は、介護保険法令に従い市区町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第 18 条（代理人）

入居者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、施設の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 20 条（契約外事項）

この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第 21 条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い誠実に協議したうえで解決するものとします。

第 22 条（適正運用）

本契約書は、平成 25 年 6 月 1 日から適用することとします。

附則

- ・平成 27 年 3 月 25 日 改訂
- ・平成 28 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 30 年 8 月 1 日 改訂
- ・令和 3 年 4 月 1 日 改訂

介護老人福祉施設

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
契約書

(ユニット型個室)
(ユニット型個室的多床室)

社会福祉法人 恭篤会
介護老人福祉施設 むさし村山苑

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の利用にあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人恭篤会 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業者（以下、「事業者」という。）は、要支援認定又は要介護認定を受けた者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法等の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上を目指すことを目的として、重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

本契約の契約期間は契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、自動更新されるものとし更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1、事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえ、居宅介護予防サービス計画・居宅サービス計画に沿った介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画を作成し、これに従ってサービスを提供します。
- 2、事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画の変更等の対応を行います。
- 3、事業者は、介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画の作成及び変更にあたっては、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得て計画書を交付します。

第4条（緊急時の対応）

事業者は、現に介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の提供中にその利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに家族への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1、事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス計画実施表」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入し、記録することとします。
- 2、事業者は、サービスの終了に際し、提供したサービス内容等を利用者及びその家族に対し説明の上その謄写を交付します。
- 3、事業者は、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の提供に関するサービス提供記録を作成し、これを2年間保管します。利用者から上記記録の開示請求及び謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。ただし、その場合は開示費

用(コピー代 1 枚 20 円)をご負担いただきます。尚、法令等により開示できない場合もあります。

第 6 条 (利用料及びその変更)

- 1、 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料を支払います。
- 2、 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。その際には、事業者は利用者に事前に説明します。
- 3、 事業者は、提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し利用者の同意を得ます。
- 4、 事業者が前項の利用料の変更(増額又は減額)を行う場合には、利用者及びその家族に対し文書により説明するものとします。
- 5、 費用額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとします。

第 7 条 (利用料の支払い)

- 1、 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、各保険者から交付された介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に応じた費用をお支払いいただきます。
- 2、 保険料の滞納等により、正規の負担割合「利用料」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3、 事業者は、当月利用料の請求に明細を付して、翌月中旬に利用者へ請求し利用者は次の方法により支払うものとする。
 - (1) 金融機関からの口座引落(ただし、口座引落が開始されるまでの期間は、口座振込による支払いで対応する。)

第 8 条 (身体拘束の禁止)

- 1、 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、利用者及び家族に対し説明と同意を得た上で身体拘束等、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。
- 2、 前項に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、直ちに日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由等、その他必要な事項について書面に記録することとします。

第9条（利用の中止・変更・追加）

- 1、 利用者は、サービス利用開始前において、サービスの利用を中止・変更・追加することができます。この場合には、サービス利用開始日の前々日までに事業者申し出るものとします。
- 2、 利用者が、サービス利用開始日の前々日までに利用中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3、 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出があった場合は、利用可能な居室がない等の正当な理由がある場合を除き、これを断りません。また、利用者の希望する期間でサービス提供が困難な場合は、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。
- 4、 利用者は、原則として利用開始日の10:00時以後に来苑し、利用終了日の16:00頃までに自宅へ帰宅するものとします。

第10条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1、 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2、 事業者は、やむを得ない事情により契約期間の中途においてこの契約を終了させようとするときは、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で利用者に通知することにより、本契約を解約することができます。
- 3、 事業者は、利用者に関し次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で利用者に通知することにより、本契約を解約することができます。
 - ① 利用者が正当な理由なく、利用料全額あるいは利用料の一部を2ヶ月滞納し、その滞納により事業者が継続的なサービス提供に支障をきたすほど信頼関係が失われた場合においては、その滞納金の支払いを催告し利用者が14日以内に滞納金を支払わないときは、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で利用者に通知することにより、本契約を解約できるものとする。
 - ② 利用者及びその家族が事業所、従事者又は他の利用者に対し、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合。
- 4、 利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設等に入居した場合。
 - ② 利用者の要支援・要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡された場合。
- 5、 前項により、事業者が契約を解約する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うものとします。

第 11 条（秘密保持・個人情報の保護）

- 1、 事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2、 前項の規定に関わらず、事業者は以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとする。
 - ① サービス提供を受けるにあたって、サービス担当者会議等において、利用者の状態、家族状況を把握するために必要な場合。
 - ② 介護支援専門員又は関係機関との連絡調整のために必要な場合。
 - ③ サービス提供時において、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供ができるものとします。
- 3、 関係機関との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者から事前に文書による同意を得ることで、利用者及びその家族の個人情報を用いることができるものとする。

第 12 条（損害賠償）

- 1、 事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、且つ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。
- 2、 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り損害賠償を負いません。取り分け以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者がサービス実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 利用者が事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第 13 条（苦情対応）

- 1、 事業者は、利用者及びその家族から提供したサービスに関する相談・苦情等に対応する窓口を設置し、迅速且つ適切に対応しサービスの向上及び改善に努めます。
- 2、 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3、 利用者は、介護保険法令に従い市区町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第 14 条（代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第 15 条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、施設の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 16 条（契約外事項）

この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第 17 条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い誠実に協議したうえで解決するものとします。

第 18 条（適正運用）

本契約書は、平成 25 年 6 月 1 日から適用することとします。

附則

- ・平成 27 年 3 月 25 日 改訂
- ・平成 28 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 30 年 8 月 1 日 改訂
- ・令和 3 年 4 月 1 日 改訂

